

令和元年第9回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和元年9月20日

武蔵村山市教育委員会

令和元年第9回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 令和元年9月20日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時20分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大会議室

3. 出席委員 池谷光二(教育長) 比留間 雅 和
杉原 栄 子 潮 美 和
大野 順 布

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	田代 篤	学校教育担当部長	高橋 良友
指導担当参事	勝山 朗	教育総務課長	井上 幸三
教育施設担当課長	指田 光春	学校給食課長	矢野 喜之
防災食育センター整備担当課長	児玉 眞一	文化振興課長	中村 顕治
スポーツ振興課長	前原 光智	図書館長	三條 博美
指導主事	加藤 由裕	指導主事	石井 和成

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 市場 直樹
吉野恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 令和元年第1回教育委員会臨時会及び令和元年第8回教育委員会定例会会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第47号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市公民館条例の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第48号 令和元年度教育予算の補正（第4号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第49号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第50号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について
- 8 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和元年第9回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議、ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 令和元年第1回教育委員臨時会及び令和元年第8回教育委員会定例会
会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、令和元年第1回教育委員会臨時会及び令和元年第8回教育委員会定例会会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和元年第3回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、令和元年第3回市議会定例会一般質問対応状況について、御報告いたします。

第3回市議会定例会は、9月4日に開会し、9月30日までを会期として、現在開催されております。

一般質問につきましては、9月9日、10日、11日、13日の4日間行われ、全体では18人の議員から、50項目の質問がありました。

うち、教育委員会関係につきましては、10人の議員から19項目の質問がございました。答弁要旨については資料1のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和元年度 武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」前期受講内容等一覧についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、令和元年度 武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」前期受講内容等一覧について、御報告いたします。

資料2でございますが、武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、実施をしているものでございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して、優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導

的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

本研修については、令和元年度、7月、8月に教員からの申請及び校長からの推薦に基づき、同研修奨励審査会を経て、受講が決定した教員につきまして一覧で掲載をさせていただいたものでございます。

それでは、資料2、1番、第52回全国情緒障害教育研究協議会宮城大会は、全国情緒障害教育研究会が主催の大会で、シンポジウムへの参加を通して、発達障害や愛着障害のある児童・生徒への対応や、学校教育のあり方等を考えるのに有効な研修として、小中一貫校村山学園の外川教諭が参加をしたものです。

2番及び3番の、全国算数・数学教育研究沖縄大会は、日本数学学会等が主催の大会で、未来社会を切り開くための算数・数学教育、主体的・対話的で深い学びによる探求力の向上を目指して、との研究主題のもと、講演、ポスターセッション、シンポジウム等が開催されたものです。小中一貫校村山学園の児童・生徒の学力向上に資する研修として、同校数学科教員の小林教諭と濱中教諭が参加したものでございます。

次に、4番の全国中学校社会科教育研究会海外視察旅行は、社会科の地理的分野及び歴史的分野の内容への理解を深めるとともに、生徒への指導に資する教材を発見すること等を目的に、小中一貫校大南学園第四中学校、松本主任教諭が参加をした研修でございます。

最後に、5番の第26回国語教育研究大会は、大阪・国語教育探究の会が主催する大会で、深い学びを目指す国語科授業づくりを研究主題としているものでございます。講演、ワークショップ等を通して、話すこと、聞くことの指導力向上を図ることを目的に、第九小学校、徳本教諭が参加した研修でございます。

これらの研修を受講した教職員は、その内容を活用して、教育活動に取り組むことになります。

また、その成果を、所属校のみならず、市内全体に還元する目的で、令和2年2月17日には武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」報告会を開催し、市内全体に還元する予定でございます。

教育委員会といたしましては、教職員を育成する視点から、校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、3点目でございます。

令和元年度 夏季教職員研修会出席状況についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 それでは、令和元年度 夏季教職員研修会出席状況について御報告いたします。

資料3を御覧いただきたいと存じます。

資料には、合計17講座への参加人数について、学校別に記してございます。

研修会に参加した教員は、延べ606名でございました。

今年度は、新学習指導要領に対応するために、小学校教員を対象としたプログラミング教育研修会を開催いたしました。

また、昨年度同様、アンケート形式で受講者による各研修会の評価を実施しました。これらの評価も参考にし、さらに充実した研修を計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、4点目でございます。

令和元年度 武蔵村山市「小中一貫教育の日」の実施授業についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、令和元年度 武蔵村山市「小中一貫教育の日」の実施授業につきまして、御説明いたします。

資料4を御覧ください。

平成28年10月、本市において、第11回小中一貫教育全国サミットを開催したことから、10月に「小中一貫教育の日」を設定したところでございます。

今年度は、10月16日に「小中一貫教育の日」を設定し、全ての小中学校が中学校区での授業実践交流等を通して、小中一貫教育の充実を図るものでございます。

第一中学校区の3校では、第九小学校を会場とし、全学級で授業実践を行います。

小中一貫校村山学園では、10月30日に研究発表会を控えていることから、その授業準備等

を学校全体で行う予定でございます。

第三中学校区の3校では、雷塚小学校を会場とし、資料にある8本の授業研究を行います。

大南学園では、第七小学校を会場とし、資料にある4本の授業研究を行います。

第五中学校区の4校では、第二小学校、第八小学校、第五中学校の3校を会場とし、資料にある10本の授業研究を行います。

本取組を、小中一貫教育の充実とともに、各学校の授業改善の機会とし、教育委員会として引き続き学校への指導、助言に努めてまいります。

委員の皆様には、同日の午前中に予定しております雷塚小学校への教育委員定例学校訪問に引き続き、第三中学校区を取組を、御覧いただければと存じます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、5点目でございます。

第14回地区ふれあいスポレク大会の開催についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、第14回地区ふれあいスポレク大会の開催について、御報告いたします。

本大会は、スポーツレクリエーション活動を通じて、市民相互の融和と親睦を深め、心身の健康を培うため、実施するものでございます。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は市内4地区のふれあいスポレク大会実行委員会でございます。

開催日は10月13日日曜日、なお、雨天等による中止決定は、各実行委員会の判断により行います。

会場は、中藤地区が第一中学校校庭、西部地区が総合運動公園運動場、第2運動場、南部地区が大南公園野球場、北部地区が雷塚小学校校庭となっております。

各地区の地区区分、実行委員会役員等については資料にお示しのとおりとなっております。

また、次ページには各地区の当日の流れをお示ししておりますので、御参照いただきたいと思います。

教育長におかれましては、各地区での激励をよろしく願いいたします。また、教育委員

の皆様におかれましては、各地区に分かれて開会式での御挨拶をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、6点目でございます。

令和元年度少年少女スポーツ大会第36回少年少女サッカー大会の開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、令和元年度少年少女スポーツ大会第36回少年少女サッカー大会の開催について、御報告いたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市サッカー協会でございます。

開催日は11月9日土曜日、会場は総合運動公園運動場の第1運動場及び第2運動場でございます。

開会式は午前8時から、閉会式は試合終了後、参加チーム数にもよりますが、午後2時頃から、第2運動場で実施する予定でございます。

登録人員は、昨年度までは選手11人以上21人以下としておりましたが、今年度から児童のサッカー大会の主流である8人制サッカーに変更したため、8人以上としております。

参加資格は、小学4年生から6年生までの児童で、保護者が出場を認めた者としております。

部門は、男子の部と女子の部を設けておりますが、男女混合チームは、男子の部となります。

試合時間は10分ハーフ、ハーフタイムは5分としております。

また、試合方法は、基本、トーナメント方式で行うこととしております。

ただし、1回戦で敗退したチームは、昨年は第2トーナメントに参加することができるとしておりましたが、今回は時間短縮のため、第2トーナメントを設けず、初戦で敗退したチーム同士で、1試合行うことといたしました。

また、単一部門の参加チームが少なかった場合には、トーナメント方式ではなくリーグ戦を行います。この場合、試合時間はハーフタイムなしの15分としております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会式及び閉会式に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、7点目でございます。

第47回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、第47回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催について、御報告いたします。

今年の市民駅伝競走大会につきましては、12月8日日曜日に開催をいたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市陸上競技協会でございます。

今年から児童の活躍の場を広げるため、小学生の部を男子、女子の部に分けることといたしました。

当日のスケジュールですが、午前9時から総合体育館駐車場において開会宣言を行い、午前9時45分から、女子の部、小学生、中学生の各部がスタートいたします。また、午前10時から、一般の部と地域の部がスタートいたします。

表彰式については、午後0時30分頃からを予定しております。

コースについては、資料としてコース図を添付しておりますが、昨年と同様に総合体育館をスタート、ゴール地点とする全6区間で、青梅街道の宿交差点から大曲り交差点間を2周する、14.87キロメートルのコースとなっております。

大会当日は、午前9時30分から午前11時45分までは青梅街道等において交通規制が実施されます。大会開催中は、一般車両での移動はできませんので、よろしく願いいたします。

参加チームの募集案内は、10月1日号市報で行うこととしておりまして、10月3日から先着順で受付をいたします。

募集チーム数は、先着140チームとしておりまして、参加料は1チーム当たり6,000円となっております。ただし、小学生、中学生の部については無料でございます。

今回も特別参加チームといたしまして栄村チーム、そして横田基地チームにお声がけをいたします。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会宣言、表彰式等に出席をお願いしたいと考えております。

また、9時45分スタートの後には審判長車に乗車いただき、コースを1周いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、今回から市内循環バスを除く、立川バス、西武バス、都バスの路線バスについても交通規制区間は通行禁止となり、新青梅街道に迂回することとなりました。詳細につきましては、決定次第市報、ホームページ等で広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

教育長報告は以上でございます。

8点目、その他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。

いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 資料2と資料4について、希望を述べさせていただきます。

資料2ですが、「輝きアップ研修」という、全国レベルの先導的な研究を学べる素晴らしい研修だと思います。勤務成績が良好で、指導的な役割を果たせる人たちの自主的な研究を支援するという点で、資料を見ますと、3校5人が出ているわけですが、いろいろな学校から出てくることで、先導的に進める方が各学校にいたることが望ましいと思います。

そういう点で言えば、もっと「輝きアップ研修」を、みんなが注目し、希望するよう、ぜひ御支援、広報をお願いできればと思います。

それから、資料4ですが、子供たちは授業を通して学力の向上や、思考力、判断力が育成されていくという点で、授業で勝負をする教師というのはすごく大事だと思います。

良い授業を見て学んだり、授業を公開して、自分の授業を見てもらうことで、子供の実態がこうだから、このような指導の工夫をしました、このように授業を構成しましたということ、皆さんに公表し、自分の力をつけていくということは、すごく大事なことでと思います。

資料を見ますと、第九小学校は、全学級が公開ということで、先生方の意気も上がるだろうと思います。他校は、それぞれの学校の状況があると思いますが、多くの先生方が他校の小学校や中学校の先生に見てもらって連携を図り、もっと充実するような方向で、教育委員

会に御指導、御支援をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○池谷教育長 そういふ形でやらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

その他、委員の皆様、いかがでしようか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

ありがとうございました。

◎日程第4 議案第47号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市
公民館条例の一部改正の申出に係る臨時代理の承認に
ついて

○池谷教育長 日程第4、議案第47号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市
公民館条例の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長お願ひします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第47号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市公民館条例の一部改正
の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市公民館条例の一部改正の申出につい
て、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和元年9月20日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は、省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

都宮村山団地後期計画事業に伴い地域施設が整備されることにより、さいかち地区学習等
供用施設を廃止するとともに、新たな施設を公民館さいかち分館として定める必要があり、
令和元年7月26日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の
上、御承認を賜りたくお願ひ申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第47号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市公民館条例の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について、御説明を申し上げます。

今回の申出につきましては、都営村山団地後期計画事業に伴い、地域施設が整備されることにより、現在のさいかち地区学習等供用施設を廃止するための武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の規定の整備と、新たに整備される地域施設の一部である地域学習室を武蔵村山市公民館さいかち分館とし、使用料を定めるための武蔵村山市公民館条例の規定の整備が必要となりましたが、会議を開催するいとまがなかったことから武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、資料を4枚、おめくりください。

新旧対照表1ページの武蔵村山市立学習等供用施設設置条例新旧対照表を御覧ください。

第6条及び第10条につきましては、さいかち地区学習等供用施設に関する規定を削るものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を定めるものでございますが、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

現在のところ、新たな施設の引き渡し予定は11月と伺っておりますが、現在も工事を行っている状況であることから、施行期日を別途、規則で定める日からとしております。

続きまして、2ページをお開きください。

別表第1につきましても、さいかち地区学習等供用施設の名称、位置及び内容を削るものでございます。

以上が武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部改正となっております。

続きまして、3ページの武蔵村山市公民館条例新旧対照表を御覧ください。

附則第1項につきましては、武蔵村山市学習等供用施設設置条例と同様に、条例の施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしたものでございます。

なお、現在のところ、11月に施設の引き渡し予定となっておりますが、予定どおり引き渡しが行われた場合には、備品類等の整備を行った上で、令和2年1月中の開館を想定しているところでございます。

附則第2項につきましては、準備行為といたしまして、条例の施行前の施設の使用許可に

関する手続を定めるものでございます。

別表第1につきましては、施設の区分及び名称、位置を定めるもので、新たな施設は区分を分館、名称を武蔵村山市公民館さいかち分館、位置を武蔵村山市緑が丘1,460番地とするものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

別表第2でございますが、今般の公民館さいかち分館の設置に伴い、本館及び2つの分館のそれぞれの施設区分で、使用料を整理することといたしました。

なお、公民館本館、公民館中久保分館の各施設使用料につきましては、従前から変更はございません。

新たに開設する公民館さいかち分館の各施設の使用料につきましては、これまでの公の施設使用料金の決定方法と同様の方法で算出したものとなっております。

さいかち分館につきましては、多目的室1部屋、会議室4部屋、和室1部屋、保育室1部屋が貸出用の施設となっております。その他に、事務室、印刷室を備えた施設となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第47号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例及び武蔵村山市公民館条例の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第48号 令和元年度教育予算の補正(第4号)の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第5、議案第48号 令和元年度教育予算の補正(第4号)の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第48号 令和元年度教育予算の補正(第4号)の申出に係る臨時代理の承認について。

令和元年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和元年9月20日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は、省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第48号の提案理由を説明させていただきます。

令和元年度教育予算について、歳入で使用料、都補助金及び委託金、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費及び社会教育費に補正の申出をする必要があり、令和元年8月26日付をもって臨時に代理をしたので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第48号 令和元年度教育予算の補正(第4号)の申出に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年9月4日に開催の第3回市議会定例会に提案され、可決された令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算第4号に係る教育予算につきましては、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和元年8月1日付で市長から意見を求められ、教育予算の補正の申出をする必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和元年8月26日付で臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

議案書1ページ及び参考資料の1ページを御覧ください。

1、歳入でございますが、13款1項4目教育使用料につきましては、村山団地地域施設として整備される公民館さいかち分館の施設利用料として、11万2,000円を増額するものでございます。

次に、15款2項8目教育費都補助金につきましては、小中一貫校村山学園第二中学校が学力格差解消推進校に指定され、取組に要する経費として、49万6,000円が交付されるものでございます。

また、3項5目教育費委託金につきましては、小中一貫校村山学園第四小学校がプログラミング教育推進校に、第一小学校が持続可能な社会づくりに向けた教育推進校に指定されたことから、この取組に要する経費として、74万円交付されるものでございます。

これにより、歳入につきましては、134万8,000円の増額となります。

続きまして、議案書2ページ及び参考資料の2ページから4ページを御覧ください。

2、歳出でございます。

2款1項16目情報システム管理費でございますが、村山団地地域施設として整備される公民館さいかち分館について、公共施設予約システムに追加するための改修経費として43万1,000円を増額するものでございます。

次に、9款1項3目教育指導費でございますが、オリンピック・パラリンピック教育推進経費でございますが、補助金の決定科目に合わせて、予算の組み替えを行ったもので、経費の増減はございません。

次に、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校に第一小学校が、学力格差解消推進校に小中一貫校村山学園第二中学校が、プログラミング教育推進校に小中一貫校村山学園第四小学校が、それぞれ指定されたことによる事業の取組に係る経費の合計として、123万7,000円を増額するものでございます。

次に、9款2項1目学校管理費につきましては、小学校7校で使用している教材費管理ソフトの入替作業等に伴う経費として45万5,000円及び小学校8校の体育館に空調設備を設置

するための実施設計委託料として1,380万円、合わせて1,425万5,000円を増額するものでございます。

また、3項1目学校管理費につきましては、中学校3校の体育館に空調設備を設置するための実施設計委託料として600万円を増額するものでございます。

次に、9款5項2目公民館費につきましては、村山団地地域施設として整備される公民館さいかち分館の運営費及び維持管理経費として1,361万3,000円を増額するものでございます。

これにより、総務費と教育費を合わせて、歳出といたしましては3,904万6,000円が増額となるものでございます。なお、歳入、歳出の差異につきましては、市長部局との関係によるものでございます。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 屋内運動場の空調施設についてですが、村山学園には既に入っているのですが、他の学校も同じように条件がそろっていくということで、避難所になったときにも、より良い環境になるので望ましいと思います。

ありがとうございます。よろしく、お願いいたします。

○池谷教育長 どうも、ありがとうございます。

その他、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第48号 令和元年度教育予算の補正（第4号）の申出に係る臨時代理の承認について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第6 議案第49号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第6 議案第49号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第49号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和元年9月20日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第49号の提案理由を説明させていただきます。

都宮村山団地の建て替えに伴い、新たに建設された物件に対応するよう、小学校及び中学校の学区域について整理する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第49号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を

改正する規則について、御説明申し上げます。

議案書を含め2枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の規則の一部改正につきましては、緑が丘の一部、都営村山団地に新たに建物が建設されたことに伴い、規定の整備をするもので、別表第1の1、小学校通学区域の武蔵村山市立第四小学校の項及び別表第1の2、中学校通学区域の武蔵村山市立第二中学校の項中、1132号棟を1137号棟に改めるものでございます。

なお、この規則の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第49号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第7 議案第50号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について

○池谷教育長 日程第7、議案第50号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第50号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について。

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱を制定するため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和元年9月20日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第50号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立中学校の学校給食調理等業務の委託業者の決定に当たり、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会を設置する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

矢野学校給食課長、お願いします。

○矢野学校給食課長 それでは、議案第50号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について、御説明させていただきます。

議案の別紙を御覧ください。

去る8月23日に開催された、第8回教育委員会定例会において御説明いたしましたとおり、令和2年度以降の中学校学校給食調理等業務につきましては、引き続き委託を継続することとし、また、その委託業者の選定につきましては、公募によらずに指定管理者を選定する場合の例に準じ、現在の委託業者から次の5年間を見据えた中での業務の実施計画と予算見積もりを提出させ、これを審査した上で選定することといたしました。

本要綱は、その審査を行うための審査委員会の設置、組織等を定めるものでございます。

まず、第1条でございますが、設置の目的として、市立中学校において実施される学校給

食の調理、配送、配膳等の業務を委託する業者の選定を適正に行うためといたしております。

次の第2条は所掌事項であり、業者が行った申請の内容を審査し、申請業者を給食調理等業務の受託者とする事の適否について、教育委員会に報告することとしております。

続いて第3条ですが、審査委員会の組織について定めるもので、委員は教育長、企画財務部長、教育部長及び教育部学校給食課長の4人となっております。

第4条は委員長に関する規定であり、教育長が委員長となること、また、委員長に事故があるとき等はあらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとしております。

第5条は、審査委員会の会議について定めるもので、第1項では審査委員会は委員長が招集すること、第2項では、会議は非公開とすること、第3項及び第4項はそれぞれ会議の定足数及び表決数について定めるものでございます。

第6条は、審査に当たり、業者からの説明を聴取する予定であることから、その旨を規定しておくものでございます。

第7条は庶務担当課に関する規定であり、学校給食課が審査委員会の庶務を行うこととしております。

本則の最後、第8条は委任規定であり、この要綱に定めるものの他、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることとしております。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、議決をいただいた後、速やかに施行するという事で、公布の日からとしております。

また、第2項はこの要綱の失効に関する規定ですが、令和2年度以降の学校給食調理等業務は令和2年4月1日から実施されることとなり、遅くとも同年3月31日には審査委員会を設置しておく必要がなくなることから、このような規定を置いたところでございます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第50号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 その他

○池谷教育長 日程第8、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があれば、お受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時20分閉会